

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成29年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成29年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回運営協議会	
日 時	平成29年8月22日(火) 午後1時30分～3時35分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出席者	委 員	菅谷・矢島・紺野・藤井・島津・町田・秋山(石井委員代理)・小川(柳瀬委員代理)・齊藤・松坂・塚本(山本委員代理)・佐藤・粕谷・井上
	説 明 者	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 (更新) 特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団 (更新) 特定非営利活動法人 調布ハンディキャブ (更新) 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 (更新) 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ (更新) 特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす (更新) 特定非営利活動法人 清瀬福祉移送センターせせらぎの会 (更新) 社会福祉法人 清悠会 (更新) 特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 (更新) 特定非営利活動法人 くるみ (更新・変更) 特定非営利活動法人 ケアプレイスはなでんしゃ (更新・変更) 特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会 (更新) 社会福祉法人 みずき福祉会 (更新) 社会福祉法人 永明会 (更新) 社会福祉法人 正夢の会 (更新) 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 (更新)
	事 務 局	福生市・狛江市
欠 席 委 員	秋山・大和田	
議 題	1 開会 2 委員紹介 3 議題 (1) 運営協議会会長の互選及び副会長の指名について (2) 第1回特別幹事会での審議に関する報告について (3) 運営協議会に協議申請された事項の審査について (4) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱改正について 4 その他 (1) 高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめについて (2) 「訪問型サービスDにかかる市町村意向調査および相談・開発支援」報告書について (3) その他	

公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍聴人の数	2名
配 付 資 料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第1回運営協議会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表（16団体17件） ・自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書（2団体2件） ・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・資料4 特別幹事会審査事項の報告について ・資料5-1 国立市からの協議会離脱通知 ・資料5-2 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正新旧対照表 ・資料5-3 多摩地域福祉有償運送運営協議会要綱改正（案） ・資料6-1 高齢者の移動手段の確保に関する検討会・中間とりまとめ ・資料6-2 高齢者の移動手段の確保に関する検討会・中間とりまとめ参考資料 ・資料7 「訪問型サービスDにかかる市町村意向調査および相談・開発支援」報告書（概要版）

平成29年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成29年8月22日

【運営協議会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
会長の互選及び副会長の指名

(団体、傍聴者入場)

【会長】 改めて、会長です。本日は16団体の審査を行います。

早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局より配付資料についてご説明をいたします。

委員の皆様へ先にお送りしました資料は、審査団体一覧表、各団体の要件確認表及び多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱でございます。

次に、本日、お手元にお配りしておりますのは、第1回運営協議会次第と席次表、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、資料2、特別幹事会委員名簿、資料3、79条登録団体一覧表、資料4、特別幹事会審査事項の報告について、資料5-1、国立市からの協議会離脱通知、資料5-2、設置要綱の一部改正新旧対照表、資料5-3、設置要綱改正(案)、資料6-1、高齢者の移動手段の確保に関する検討会・中間とりまとめ、資料6-2、高齢者の移動手段の確保に関する検討会・中間とりまとめ参考資料、資料7、「訪問型サービスDにかかる市町村意向調査及び相談・開発支援」報告書(概要版)、本日の配付資料は以上でございます。不足等がございましたら事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

続きまして、会議を開催するに当たり、会議運営上の確認事項についてご報告いたします。設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっており、公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にご連絡いたします。傍聴される方には、録音、撮影はご遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とす

ることができる規定になっております。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の3番の(2)、第1回特別幹事会での審議に関する報告について、特別幹事会事務局からお願いいたします。

【委員】 特別幹事会の会長をしております狛江市でございます。今回の第1回運営委員会に先立ちまして、去る7月4日に第1回特別幹事会を開催いたしましたので、ご報告を申し上げます。

7月4日に開催いたしました第1回特別幹事会では、更新登録申請16団体、変更協議2団体について審査をいたしております。結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明いたしますが、更新登録申請15団体が了承、1団体が条件付き了承、変更協議2団体が了承となっております。また、変更協議の了承2団体のうち1団体は、運営協議会での資料の修正がございます。個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告をいたします。

では、よろしくお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局、狛江市から報告いたします。

お手元でございます資料4、特別幹事会審査結果について に沿いましてご説明をいたします。

No. 1、府中市所管の府中市社会福祉協議会でございます。使用車両、運転者数、運行管理体制、会員種別、損害保険に変更がございます。使用車両、会員種別の変更は届け出済みでございます。

No. 2、調布市所管のちょうふ自立応援団でございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 3、調布市所管の調布ハンディキャブでございます。代表者、使用車両、運転者数、運行管理体制、会員数、損害保険に変更がございます。代表者、使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 4、小平市所管の自立生活センター・小平でございます。運送主体、事務所、使用車両、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体、事務所、使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 5、小平市所管の移動サービス・バイユアセルフでございます。使用車両、運転者数、運行管理体制、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両の変更は届け出済みでございます。

№. 6、東村山市所管の障害者の自立を支える会こすもすでございます。運送主体、事務所、使用車両、運転者数、運行管理体制、会員種別、損害保険に変更がございます。運送主体、事務所、使用車両、会員種別の変更は届け出済みでございます。

№. 7、清瀬市所管の清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。使用車両、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両の変更は届け出済みでございます。

№. 8、清瀬市所管の清悠会でございます。運転車数、会員数に変更がございます。

№. 9、武蔵村山市所管のヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。運行管理体制に変更がございます。

№. 10、№. 11、八王子市所管のくるみでございます。運転者数、運行管理体制、会員種別に変更がございます。会員種別の変更は届け出済みでございます。№. 11は対価の変更協議となります。

№. 12、№. 13、八王子市所管のケアプレイスはなでんしゃでございます。使用車両、会員数に変更がございます。№. 13は、対価の変更協議となります。

№. 14、八王子市所管の八王子バリアフリーの会でございます。運転車数、運行管理体制、会員種別に変更がございます。会員種別の変更は届け出済みでございます。

№. 15、八王子市所管のみずき福祉会でございます。代表者、使用車両、会員数に変更がございます。代表者、使用車両の変更は届け出済みでございます。運営協議会までに苦情処理責任者と苦情処理担当者を別々にしていただく条件つきで了承となっております。

№. 16、稲城市所管の永明会でございます。代表者、運転者数、運行管理体制、会員数に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

№. 17、№. 18、稲城市、多摩市所管の正夢の会でございます。運転者数、会員数に変更がございます。運転者数の変更は届け出済みでございます。

№. 19、あきる野市所管のあきる野市社会福祉協議会でございます。代表者、運転者数、運行管理体制、会員数に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の3番の(3)、協議申請された事項の審査に入りたいと思います。

本日は更新登録16団体の審査及び2団体の変更審査となります。そこで、事務局より、2つのグループに分け、グループごと一括協議する方法が提案されております。一括協

議の方法は、特別幹事会でも行った方法であります。特別幹事会での指摘事項等をしっかり審査していただく上で、会議の効率化のためにグループごとの一括協議の方法で進めるということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それではまず、協議予定団体一覧No. 1の社会福祉法人府中市社会福祉協議会からNo. 9の特定非営利活動法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会までの9団体の審査を一括して行います。

それでは、所管の府中市から順に、補足説明がありましたらお願いいたします。

それでは、府中市の方、よろしくをお願いいたします。

【府中市】 No. 1、府中市でございます。よろしくをお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月19日に、府中市社会福祉協議会におきまして運行記録簿等書類及び使用車両について確認しましたところ、適正に管理、運営されておりました。また、同協議会ではドライバーに健康診断の受診結果の提出を求めており、高齢ドライバーも含め全員から提出があり、問題がなかったことを確認しておりました。

なお、本市の状況でございますが、人口は平成29年4月1日現在25万7,902人で、身体障害者手帳保持者数は、平成28年度末時点で7,341人で近年横ばいの状態、また、介護保険の要介護認定者は7,842人となっており、近年増加傾向でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、調布市の方、よろしくをお願いいたします。

【調布市】 No. 2、3の調布市でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、調布市の概要についてご説明いたします。調布市は多摩地域の東部に位置し、面積は21.58平方キロメートル、平成29年4月1日時点での人口は23万865人となっております。

次に、今回ご審議いただく団体が対象としております旅客範囲につきましては、平成29年3月31日時点で、身体障害者手帳1から6級の方が5,129人、愛の手帳1から4度の方が1,251人、精神障害者手帳1から3級の方が1,742人となっております。また、介護認定を受けている方につきましては、平成29年3月31日時点で、要介護1から5の認定を受けている方が6,331人、要支援1、2の認定を受けている方が3,304人となっております。なお、市内の福祉有償運送登録団体につきましては、現在3団

体となっております。

それでは、初めに、No. 2の、特定非営利活動法人ちょうふ自立応援団につきまして、前回更新時からの変更点は、事務局からの説明のとおりでございます。6月15日に団体事務所におきまして運行記録簿等の書類や使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理、運営されておりましたことをご報告させていただきます。

次に、No. 3の特定非営利活動法人調布ハンディキャブにおきましても、前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月7日に団体事務所におきまして運行記録簿等の書類や使用車両について確認させていただきましたところ、こちらのほうも適正に管理、運営されておりますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、小平市の方。

【小平市】 No. 4、No. 5の小平市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 4、NPO法人自立生活センター・小平ですが、前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月29日に当該団体事務所におきまして運行記録簿等書類及び使用車両について確認しましたところ、適正に管理、運営されていることをご報告いたします。

続きまして、No. 5、NPO法人移動サービス・バイユアセルフですが、前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月31日に当該団体事務所におきまして運行記録簿等書類及び使用車両について確認しましたところ、適正に管理、運営されていることをご報告いたします。

なお、両団体ともに、運転者は年1回健康診断の受診及び運転前の対面点呼を行っていることを確認しております。

本市の平成28年度末の受給状況ですが、身体障害者手帳の保持者は5,501人で、昨年度と比べ4.7%増えております。また、介護保険の要介護の認定者数は5,691人となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、東村山市の方。

【東村山市】 それでは、No. 6、東村山市でございます。よろしくお願いいたします。

今回、更新となるNPO法人障害者の自立を支える会こすもすでございますが、前回か

らの変更点につきましては、先ほどの事務局説明のとおりとなっております。去る5月26日に、障害者の自立を支える会こすもすの事務所にて運行記録簿等の書類の確認をさせていただきました。あわせて使用車両についても確認し、適正に管理、運営されておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、当市の受給状況でございます。平成29年7月末時点で人口15万774人となっております。東村山市の要介護、要支援認定者数でございますが、平成28年3月31日時点で7,726人となっております。東村山市の障害者手帳の交付状況でございますが、平成28年3月31日時点で4,862人、同じく知的障害者愛の手帳をお持ちの方が1,045人、精神障害者保健福祉手帳を保持している方が1,542人となっております。なお、東村山市で福祉有償運送を行っている団体は、当NPO法人障害者の自立を支える会こすもす並びにNPO法人移動サポートひらけごまの2団体となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

【会長】 それでは、清瀬市の方。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

N o . 7、特定非営利活動法人清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月16日に当該団体の事務所に向いまして、車両2台と運行記録簿等の関係書類を点検し、適正な管理、運行がされていることを確認いたしました。

続いて、N o . 8、社会福祉法人清悠会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。6月14日に当該団体の事務所に向いまして、車両2台と運行管理簿等の関係書類を点検し、適正な管理、運行がされていることを確認いたしました。

以上、2団体につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、武蔵村山市の方。

【武蔵村山市】 N o . 9の武蔵村山市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局に説明していただいたとおりでございます。また、6月26日にヒューマンライフ・エンジョイ友の会の事務所におきまして、運行記録簿等書類及び使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理、運営されておりましたことをご報告いたします。また、運転手につきましては、定期健康診断は年2回受診しており、また対面点呼において、健康状態や疲労度などを確認しているとのことでした。

次に、運送対象でございますが、身体障害者手帳保持者につきましては、平成29年4月1日現在で2,356人、要介護認定者につきましては1,946人、要支援認定者につきましては818人でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、これから委員の皆様方のご意見、ご質問等を伺いたいと思います。

まず、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 まず2つありまして、No.4とNo.9なのですけれども、会員で車椅子3台とも、何というか、例えばNo.4の場合ですけれども、車椅子固定が可能であるという車を使っています、会員のほうも身体障害者の1級の方が42名おられるということなのですけれども、車のほうの車椅子固定装置はいいのですけれども、会員の使用している車椅子で、いわゆるヘッドレストがちゃんとついているかどうかを確認されている……、というか、車椅子のまま運んでいるのか、それとも車椅子から座席に寄せ移して運んでいるのか。もし車椅子のまま運ぶのでしたら、車椅子にちゃんとヘッドレストがついているかどうかをちょっと確認したいのです。それがNo.4とNo.9両方とも、かなり身体障害者1級の方が多いので、その辺がどうなのかなということをお聞きいたします。

【会長】 それでは、No.4とNo.9のそれぞれの当事者団体の方からご説明いただけますでしょうか。No.4はNPO法人自立生活センター・小平の方、いらっしゃいますか。

【NPO法人自立生活センター・小平】 電動車椅子におきましては、ほとんどの方がヘッドレストはついておりますのはわかるのですが、手動につきましては、取り外し式の方等はいらっしゃいますが、ちょっと全部ははっきりとは確認できておりません。

【会長】 先生から何かアドバイスはありますか。

【委員】 これ、42名中、車椅子のままお乗りになるという方は何人ぐらいいるのですか。

【NPO法人自立生活センター・小平】 1級の方であればほとんど、もう車椅子のままです。

【委員】 会員数の表ですと、1級の方が42名おられるから、42名のほとんどの方が、もう車椅子のままお乗りしている。

【NPO法人自立生活センター・小平】 そうですね。

【委員】 そうですね。はい、わかりました。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは、No. 9のヒューマンライフ・エンジョイ友の会の方、いらっしゃいますか。では、先生の質問に対してお願いします。

【NPO法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会】 私たちの車3台は、車椅子対応の車を使用しております。ほとんどの方は、個人で持っている車椅子をお使いで、そのまま乗降します。状況によって、うちにヘッドレストがありますから、お貸しすることは可能であって、リクライニングの車椅子もありますけれども、それはヘッドレストがちゃんとついている、そういう状況でございます。

【会長】 先生、いかがでしょうか。

【委員】 しっかりとヘッドレストのほうを……。頭を保護するという意味では重要だと思います。よろしくお願いします。

【会長】 ほかに、委員の方々にいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 ちょうど来年からは要らなくなると思うのですがけれども、一応2番、7番、3番、ですから2、3、7ですかね。やはり70歳以上の方なので、ほかのところで健康診断をやったというふうに市で話しているところがあるのですがけれども、さっき70歳が3名のところは年2回やって、対面点呼してという形でやっているのですがけれども、やはり70歳を超えてしまいますと、そういうのがありますので、そのところ、実際に70歳以上の方の健康管理及び点呼のほうを、その団体、たしか2番、7番、あと……。2、3、7ですか、お答えいただければと。

ほかのところは、たしか健康診断をしていますと市のほうから聞いておりますので、不要だと思います。よろしくお願いします。

【会長】 それでは、2番、3番の調布市の方、いかがですか。

【調布市】 調布市でございます。まず、2番でありますけれども、高齢者ドライバーに対して年1回以上の健康診断を行っております。あと、出勤時にも対面で確認をして、健康状態を把握するとともに、対面で確認できない場合は、必ず電話連絡をいただいて、確認をとっているようなところでございます。

3番におきましても、年1回以上の健康診断を受診しておりまして、原則的に高齢者の方がちょっと多い団体でございますので、代表のほうが面接をいたしまして、ある一定の線なのですが、75歳以上でちょっと運転のほうに難しそうであれば、介助者として移行するとか、そういったことも今、検討しているような段階であります。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは、7番の当該者の清瀬市の方、お願いします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。今現在、健康診断を年1回受診しております、方向としては年2回受診していただける形でお話をさせていただいております。また、点呼簿というものに基づきまして、会話状況とか睡眠時間とか、あとは服薬の状況とか酒気の関係とか、その辺をチェックしまして、そこで見ていただくような形で対応はするというふうに確認をしております。

【委員】 ありがとうございます。というのは、今日、消防庁からの発表があったのですけれども、あともう1個注意していただきたいのは、戻ってきてから。暑いときとかですと、部屋の中で戻ってから熱中症になってしまうとか、つまり、お客様を移送介助しているときにかんかん照りに当たってしまって、帰ったのですけれども、家へ帰ったらその人が倒れたとかいったらちょっと大変なので、帰庫点呼のほうも、戻ってきたときに、暑かったときなんかは、家に戻ってから気持ち悪くないかどうかとか、そういう帰庫点呼という形に当たるかもしれないのですけれども、そういうのも暑い日とかはちょっと考えていただければと思います。

以上です。

【会長】 よろしく願いいたします。

委員、ちょっとご質問したいのですけれども、75歳以上の方も、健康診断をきっちりやっていたらよろしいということなのでしょうか。

【委員】 やはり、うちの父は今81歳で、毎日のように会社に来ていて、すごい元気なのです。ただ、頭がぼけたとか言って来ていますけれども、やはりきちんと、さっき言った事前の点呼と事後の点呼というか、特に75歳を超えてしまいますと、家へ帰ってから気持ち悪くなってしまったとか、そうなったら何のために人助けしているのかという形になってしまいますし、消防庁のたしか発表のほうですと、大阪のほうでもものすごく、その中で死んでしまった人とかもいたりしているのです。

ですから、やはり高齢になると、その人がいけないという形ではなくて、多分、3名70歳以上というところだと、その方たちが動かないと、もう回らなくなってしまうとかという可能性もあるので、だからこそちゃんと戻ってからの体調管理とか、そういうのもきちんとしていただければと思います。

ただ、運輸支局の方はわかるように、今、個人タクシーの場合は、もう75で大体返納していただくという形になっていますので、先ほど話も出ましたけれども、やはりやっていただかないと、老々介護になってしまいますと、もう75歳以上の方も、ひょっとしたら即戦力という形になる可能性も十分あるので、75で切るという形ではなくて、その人の体調管理がきちんとできていれば、個人差が多いものですからというふうには思っております。

【会長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。

それでは、委員以外に委員、何かありますでしょうか。よろしいですか。

ほかの委員の方々も特にありませんでしょうか。

ほかのブロックの委員の方々、ありますか。特にありませんか。副会長は？

それでは、No.1の府中市社会福祉協議会からNo.9のヒューマンライフ・エンジョイ友の会までの9団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、よろしく願いいたします。

大分、皆様方のご協力で、私の時計はもうそろそろ14時15分なのですが、14時30分開始でもよろしいですか。少し長目に。私、年をとっているもので。では、14時30分開始ということでよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、どうぞご退場してください。

(休 憩)

【会長】 それでは、そろそろ14時30分になるのですけれども、皆様、お席のほうについていらっしゃいますので、始めさせていただきますと思います。

No.10の特定非営利活動法人くるみからNo.19の社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会までの更新及び変更の審査を行います。

それでは、八王子市の方から順番に補足説明をお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしく願いいたします。

まず、八王子市の概要についてご説明いたします。八王子市は、東京都の西部に位置し、面積は186.38平方キロメートル、平成29年3月末時点での人口は56万2,773人となっております。

次に、障害者手帳の所持者数ですが、平成29年3月末時点で、身体障害者手帳1級から6級の方が1万5,453人、愛の手帳1度から4度の方が4,230人、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方が4,713人となっております。また、介護認定を受けている方につきましては、平成29年2月末時点で、要介護1から5の認定を受けている方が

1万8,272人、要支援1、2の認定を受けている方が7,618人となっております。

次に、市内の福祉有償運送登録団体ですが、現在11団体が登録をしております。

続きまして、更新団体についてご説明いたします。

No.10、NPO法人くるみでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月29日にNPO法人くるみ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

また、運送対象として知的障害者が追加されておりますが、こちらは運輸支局に届け出済みでございます。

次に、No.11のNPO法人くるみの変更についてでございます。運送の対価について2点変更がございます。1点目は、初乗り走行2キロまでの対価につきまして、300円だったところを350円に、2点目は、初乗り2キロを超えて1キロごとに120円だったところを130円に、それぞれ変更を希望しております。変更理由でございますが、当初の対価での運営が採算上厳しくなってきたことから、対価を上げるものでございます。

なお、特別幹事会でご指摘を受けました待機料金の記載誤りですが、こちらは修正済みで、待機料金に変更はございません。

続いて、No.12、NPO法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月23日にNPO法人ケアプレイスはなでんしゃ事務所にて運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

次に、No.13、NPO法人ケアプレイスはなでんしゃの変更でございます。運送の対価について1点変更がございます。これまで60分未満で2,160円としていたところを、30分未満1,080円の料金を設定し、30分以上60分未満で2,160円と変更を希望しております。これは、より細かい料金設定にすることで、短時間利用者の負担軽減を図るものでございます。

次に、No.14、NPO法人八王子バリアフリーの会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月24日にNPO法人八王子バリアフリーの会事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

次に、No.15社会福祉法人みずき福祉会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。5月24日に社会福祉法人みずき福祉会事務所にて運行記録

簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

次に、特別幹事会でご指摘を受けました事項について報告いたします。

資料のNo. 17、運行管理の体制等を記載した書類でございますが、苦情処理責任者と苦情処理担当者が同一人物であると、その者が不在の場合に苦情を処理する者がいなくなってしまうとのご指摘をいただきました。これにつきまして団体と協議した結果、苦情処理担当者に別の者を置くことといたしました。

以上、各団体とも対面点呼につきましては、免許証所持、疾病確認、飲酒の有無等の確認を実施していることを確認しております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、稲城市の方、お願いします。

【稲城市】 稲城市でございます。よろしくお願いいたします。

該当はNo. 16、No. 17となっております。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。そして、6月27日に社会福祉法人の永明会におきまして、そして6月28日には社会福祉法人の正夢の会におきまして、運行記録簿等の確認をさせていただきましたところ、適正に管理、運営されておりましたことをご報告させていただきます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、多摩市の方。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 18の正夢の会でございます。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。6月28日に正夢の会事務所におきまして運行記録簿等の書類及び使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理、運営されておりましたことをご報告申し上げます。

なお、高齢のドライバーはおりませんが、運転者の健康診断は、正規の職員のため毎年実施されておりました。また、運転前には対面による体調のチェックを行っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、あきる野市の方。

【あきる野市】 あきる野市でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、あきる野市の概要についてご説明をさせていただきます。平成29年4月1日での人口は8万1,315人、要介護認定者数については2,624人、要支援認定者数は595人、身体障害者手帳所持者数は2,362人、精神障害者手帳所持者数は576人、愛の手帳所持者数は674人となっております。

No.19の社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会でございます。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。5月22日にあきる野市社会福祉協議会秋川事務所及び五日市事務所におきまして、運行記録簿等書類及び使用車両について確認したところ、適正に管理、運営されておりましたことをご報告いたします。

なお、75歳以上のドライバーにつきましては4名ほどおりますが、業務につく前には必ず昨日の飲酒の有無、睡眠時間、体調等を対面により確認を行っております。また、健康診断書についても確認をしております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、各委員の方々からご意見……。はい、どうぞ。

【委員代理】 No.10から13まで、2団体なのですけれども、ここに対価表が出ておりますが、タクシーの料金、これは多分、団体さんのほうにアドバイスをされているのではないかと思いますけれども、710円という料金になっているという、タクシー料金がですね、4ページ目かな。これらは730円ということで、ほかの八王子の団体さんはほとんど730円になっているようでありましてけれども、これはちょっとこれからいろんな意味で訂正を、またアドバイスをお願いしたいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。八王子市の方、よろしいでしょうか。

【委員代理】 そうですね、ご指摘のとおり、地域のタクシー運賃、多摩地区におきましては初乗り2キロ730円となっておりますので、そちらを今後、対価の対象表に關しましては差しかえをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【会長】 よろしくお願ひいたします。

ほかには。

【委員】 では、市のほうの稲城市と多摩市が、先ほどのあきる野市、八王子市のような市内の内容とか登録団体の数とかがちょっと抜けていたような気がしますので、こちらのほうと、あと、個別の団体のほうですと10番と16番、わかりやすく言うと、これは高齢者の70歳以上の方の対面点呼とか、そちらのほうをされているかどうかと、あと健

康診断、その2点です。

以上です。

【会長】 それでは、それぞれ当該市からお答えになっていただけるでしょうか。

【稲城市】 まず、稲城市でございます。受給の状況ということでして、今、わかっている範囲内で答えさせていただきますと、介護認定者の数につきましては、平成29年3月31日時点で2,486名になっております。次に、障害者手帳の数につきましては、同じ日時点で3,083人という形になっております。そして、有償運送として登録させていただいている団体数につきましては、今回、更新させていただいている2団体のほかにもう1団体、社会福祉協議会があるという形の3団体という形になっております。

あとは、少々お待ちください。運転者の健康管理というところですね。はい、かしこまりました。すみません。社会福祉法人永明会につきましては、施設では特に行っていないということで伺っております。ただ、自主的な健診等の受診を勧めているということで、結果等については特に確認はしていないということで伺っているところでございます。

あと、70歳以上の高齢ドライバーの方がいらっしゃいますので、そういった方につきましては、当然、搭乗前につきましてはチェックシート等を用いてチェックを行っているほか、事故防止対策として、ドライビングスクール等での安全運転者講習といったものを受講していただいているという形になっております。

次に、No.17の正夢の会でございます。運転者の健康管理につきましては、毎年健康診断を実施しているということで、先ほど多摩市さんから説明があったとおりでございます。年1回、法人において健康診断を実施しているということです。また、搭乗前につきましては、当然、アルコールチェック等を行っているというようなことで伺っております。

説明としては以上でございます。

【委員】 さっきの16のほうなのですけれども、多分、この年齢なので、もうほかに仕事をしていないと思うのですけれども、前回幹事会の際に、仕事をしていてダブルワークになっている場合は、逆に健康診断を受けている先での、わざわざお金をかけて受ける必要はないので、そのコピーをもらえばという話なのですけれども、こちらの4名はもうこれ専業という理解でよろしいですか。

【会長】 当事者団体の方、いかがでしょうか。16番、社会福祉法人永明会。

【社会福祉法人永明会】 永明会です。健康診断に関してでしょうか。申請している運転手さんの中で、2名の方は各自健康診断を行っていましたが、あと2名の方は今回は行っていませんでしたけれども……。

【委員】 今、ちょうど国のほうが、過労防止とか、そういうわけではないのですけれども、健康に関してはものすごく規制が厳しくなっているのですね。ですから、やはりこのような人の命を預かるという形なので、そこのところはできれば強制していただきたいと思っているのですけれども、ただ、ほかで受けているのがあれば、それで代用して結構という形なので、やはり国全体のそういう動きがありますので……。

【社会福祉法人永明会】 そうですね。

【委員】 年齢等を見ると、あと2年もしてしまうと、皆さん70歳を超えてしまう感じがしますので、そこのところ、条件というわけではないのですけれども、ちょっとしていただければありがたいと思います。

【社会福祉法人永明会】 はい、そのようにしたいと思います。

【会長】 どうぞ。

【多摩市】 続いて多摩市ですけれども、多摩市の要介護、要支援の認定者数は、平成29年4月1日現在で5,285人で、身体障害者手帳の所有者数は1級から6級までの所有者は4,236人、愛の手帳の所有者数は1度から4度までで1,018人、精神保健福祉手帳の所有者数は1級から3級までで1,440名です。あと、市内の登録団体は、3団体になっております。

以上です。

【委員】 はい、ありがとうございました。

【会長】 委員、特によろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員代理】 八王子バリアフリーの会でございますけれども、ドライバーの構成を見ますと、20名が登録されておまして、うらやましいほど大変若い人材を擁しているということになっております。何か秘訣でもあるのでしょうか。

【NPO法人八王子バリアフリーの会】 八王子バリアフリーの会と申します。当会の運転手に関しましては、主な2パターンがございまして、1つが、同時に実施しています相談支援事業のほうでの常勤の職員が、そのままドライバーも時間に応じて兼任しているような状態、またもう一つのパターンとしてが、一般の外部の方に協力者として運転していただいている場合とありまして、この増加分に関しましては、うち3名程度が前回の更新のときからの新入の職員での増加分と、あと1名が一般の運転手ということなので、一般の運転手に関しては、他団体様とそう変わらないかなという、たまたま若い方が来てく

ださったというような状態でございます。

【委員代理】 他団体のところはどうも高齢化で、それが心配だというふうずっと話題が出ておまして、そういう中でこの20名が、やはり画期的な年齢構成ではないかなと思って、ぜひよそのところでもそういったことが取り入れられれば、そういったことも検討しながら、ドライバーといいますか、安全運転に努めていただきたいな、このように思っております。よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの……。はい、どうぞ。

【委員】 今、ご指摘されたNo.14のバリアフリーの会員のところなのですが、先ほどの質問と重複するのですが、現在28名の会員中、身障の1級が24名ということですから、これでもって車椅子の方は何人ぐらいいるのかということと、それから、車椅子のまま乗り込む方は何人ぐらいなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

【会長】 では、当事者団体さん、お願いします。

【NPO法人八王子バリアフリーの会】 八王子バリアフリーの会です。当会での車椅子のまま乗車される方というのは、この会員数はほぼ全員、身体障害の方に関しては全員というふうに把握しております。

【委員】 先ほどと同じようで、24名の方全員が車椅子のままお乗りになるということなのですが、そのときに、使用されている車椅子で、先ほどの質問とも重複しますが、ヘッドレストがついている車椅子に乗っている方というのは、全員24名の方についているのでしょうかということをお聞きします。

【NPO法人八王子バリアフリーの会】 ヘッドレストに関しましては、大方の電動車椅子を利用されている方などは、もうそのままついている方が多くいらっしゃいますので、そのまま乗車していただいています、そのほか、車内に車椅子にアタッチメントのように装着できるヘッドレストみたいなもの、帯のようなものなのですが、それを常備していて、必要に応じて運転手、利用者さんの判断で使っていただいているような状態です。

【委員】 うん？ 車内に、いわゆる取り外し機能はヘッドレストではなくて、ベルトを張っている？ ベルトを後ろに張っているということですか、ヘッドレストのかわりに。

【NPO法人八王子バリアフリーの会】 すみません、車椅子のフレームにねじ止めのような形で固定して、背もたれを延長するような状態をイメージしていただけたらと思うのですが、そのような形のものを使っております。

【委員】　　そうですか。なかなかしつこく聞くのですけれども、結局、万が一衝突した場合に、車椅子は固定されているけれども、ヘッドレストの頭のほうの安全性というのがカバーされないで、ぜひともヘッドレストのほうを……。今、トヨタのほうでもウェルチェアというやつが出ていますから、そういったものもどんどん利用されるといいのかなと思います。

以上です。

【会長】　　ありがとうございます。

ほかの委員の方、いらっしゃいますか。どうぞ。

【委員】　　前回もお話ししたので、団体さんのほうに注意喚起ということなのですが、今、消防庁のホームページを見ますと、今週1週間で2,696人、熱中症で搬送されたとあるのですが、高齢者の方が移送を終わってから家に戻ったときとか、帰庫、つまり、今、出ていくときはみんな注意するのですが、今日なんか多分33度ぐらいいまでになっているという形になるので、高齢者の方が家に帰って、家でクーラーとかをかけていない場合とか、そういうがあるので、ですから、移送を終わった後の事後的な管理、これもちょっとしておいていただければという形がございますので、戻ったときに、やったときに、家でちゃんとクーラーつけているのとか、そんな雑談か何かでもして、熱中症がものすごく高齢者は増えていますので、事後的な管理のほうもちょっとしていただければと思います。

以上です。

【会長】　　ありがとうございます。

ほかの委員の方、いらっしゃいますか。

【委員】　　特にございません。

【会長】　　ほかの委員の方、いかがですか。

【委員代理】　　これはお願いになるのですが、先ほど前半でちょっと言いそびれてしまったのですが、有償運送は平成18年から登録制度が確立されておまして、今年には更新される団体さんがかなり多くございます。この9月に更新を迎える団体さんがかなり多数いらっしゃいますので、申しわけございませんが、速やかに運輸支局へのご申請のほうをよろしく願いいたします。

【会長】　　よろしく願いいたします。

ほかに、特によろしいでしょうか。ブロックの方々、いかがですか。副会長。

それでは、特にありませんので、八王子市の特定非営利活動法人くるみからNo.19の

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会までの更新及び変更につきましては、協議会として特別幹事会の結論を了承するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、了承とします。よろしくお願いいたします。

これにて、団体の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。団体、所管自治体の方は、どうぞお帰りになっていただいても構いません。傍聴されても構いませんけれども。

(団体退場)

【会長】 それでは、続きまして、次第の3番の(4)、多摩市地域福祉有償運送運営協議会設置要綱改正について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局よりご報告とご提案をいたします。お手元にございます資料5-1をごらんください。国立市より平成29年3月31日付で、協議会からの離脱について通知をいただきましたことをご報告いたします。それに伴い、要綱の改正が必要となつてまいりますので、資料5-2、協議会設置要綱の一部改正新旧対照表と、資料5-3、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱改正(案)をご提案申し上げます。

まず、資料5-2、新旧対照表をごらんください。別表の1、北多摩西ブロックについてですが、現行は国立市が入っており、構成市町村は6市となっておりますが、改正案では国立市を除き、構成市町村を5市とするものでございます。

また、資料5-3、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱改正(案)では、4ページの別表1の改正のほか、附則に、「この要綱は、平成29年4月1日から適用する」の文言を入れようとするものでございます。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 はい。委員の皆様方のご意見、ご質問を聞きたいのですけれども、国立市は何で離脱したかという理由はお聞きになっているのでしょうか。

【運営協議会事務局】 国立市の離脱の理由ですが、国立市独自でこの協議会を立ち上げて運営していくということを聞いております。

【会長】 その独自でやりたいという理由は、何かお聞きになっているのでしょうか。

【運営協議会事務局】 そうですね、国立市として福祉交通全般について、この福祉有償の事業も含めて考えて、運営をしていきたいということで、そのように離脱の理由は聞いております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方、何か。はい、どうぞ。

【委員代理】 協議会の委員というのは、大体同じようなメンバーといたしますか……、で構成されるのでしょうか。

【運営協議会事務局】 国立市さんの？

【委員代理】 そうそう。

【会長】 国立市として？

【委員代理】 そうそう。

【運営協議会事務局】 協議会の規定ですが、国交省のほうから出しております「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」というのがございまして、それにのっとって協議会のほうは設置し、運営していかれるのではないのでしょうか。

【委員代理】 わかりました。

【会長】 何かほかの委員の方で……。どうぞ。

【委員】 事務取り扱いのほうも、国からだんだん地域のほうに移していくという流れにある中であって、逆に言うと、多摩地域全体がいつまでこういう固まりになってやっているのかと。それぞれが、逆に言うと、そっちのほうまとまれ……。何とかな、これが発足したときには、まとまっているから、ある意味では有償運送そのものが、ひょっとしたらこの多摩地域全域に及ぶ地域というものを考えたらどうだという提案があったのですけれども、結局はその地域の市にとどまっているのですよね。そうすると、単にこういう多摩地域そのものが、そう言うては何ですけれども、各市が何か持ち回りでやっていること自体のほうメリットが深く、ある意味で、移動困難者というのを早く調査してくれ、要するに、全然外出していない人たちがどのくらいいるのかというのは、さんざん調査してくれというふうに言ったんですけれども、それもこういう多摩地域全体でもってやっていないのですよね。

それで、なおかつこういうトータルでもって、そういう移動困難者というのは少数でなかなか見つけにくいのですけれども、それでもってこういう福祉有償というものがうまくはまっていくのかどうかというのは、僕は疑問なのです。

そのときに、国立市さん自身が市独自でもってやっていきますよというのは、やっぱり1つの地域を絞って、そこでもって真剣にそういう移動困難者、制約者というものに対応していこうという意志ではないのかなと思うのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

【会長】 なかなか本質を突いた厳しい提案ですが……。ただ、今回の協議会を見ますと、それぞれ各市町村のご説明では、当該市の移動困難者状況も口頭で説明がありました

よね。それは今までなかったことで、大きかったのではないかと思いますけれども。確かに先生のおっしゃることは正当なのですけれども。とはいえ、行政の方も忙しいということもあるでしょうし。当番の市町村は大変ですけれども。

ここでは、西東京市、あと、先生は町田市出身になっていますけれども、委員は西東京市でしたね。どうですかね。西東京市と、それからこの多摩地域運営協議会を比べて。NPO側から。

【委員】 どの運営協議会がどうというよりも、本来の目的は、地域の福祉交通のあるべき姿、方向性を見出す場というふうに、委員になったときは理解しているのですけれども、実際は、NPO団体の福祉有償運送の更新、もしくは……、そういったところの話で終わっているというのが現状なので、地域、自分のところの住まいの小さな地区がいいのか、それとも全体としたものがいいのかというようなことは、ちょっと判断がつかないので、この協議会がもっと地域福祉の交通のありようというのを、それぞれの立場で意見が言い合える場になっていけば、その地域格差というのは、逆にこの多摩でしたら刺激がいただけるはずなのだけれどもというふうに考えております。

【会長】 ありがとうございます。委員におかれましては、この後、提案もありますし、あと、多摩地域福祉有償運送運営協議会は、今まで報告事項も入れながら、ただ更新、変更の協議だけでなく、そういったこともやってきた経緯もありますので、それはそれぞれの委員の方々のご協力を得て、あるいは運輸支局のご協力を得てやってきましたので、中身の問題なのかなという感じがするのですけれども。

これは事務的手続の問題ですので、このまま事務局提案を了承ということではよろしいでしょうか。あと先生のご提案についてはもっともなこととは思って、今、委員がおっしゃられたように中身の問題だということで、ぜひこれからも先生、いろいろとご助言のところをお願いいたします。

それでは、これは了承ということで、要綱を改正するというので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、皆様方のお手元に「高齢者移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ」というのがありまして、最近、国交省において大きな検討会がありましたので、これについての報告を運輸支局の方から行っていただくのですが、何分にもボリュームがありますので、福祉有償運送にかかわるところだけ、よろしく願いいたします。

【委員代理】 改めまして、東京運輸支局でございます。よろしく願いいたします。

ただいま会長におっしゃっていただきました高齢者の移動手段の確保に関する検討会と

いうものを、少し説明させていただきたいと思います。

高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や、改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくても生活の質を維持していくことが課題となっております。昨年11月、高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議における、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めるとの総理大臣からの指示もございまして、国土交通省において、高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、高齢者の移手段の確保に関する検討会を開催しております。3月から実施しております、6月末に中間とりまとめを発表させていただいております。

その内容といたしまして、簡単に全体を説明させていただきますと、まずは、公共交通機関の活用というところがございまして、例えば東京都だとシルバーパスとか、そういった高齢者の公共交通の利用促進策といったものを、地方公共団体に幅広く実施していただきたいというところの働きかけです。

あとは、貨客混載等の促進というものもございまして、これはもう過疎地に限定したものでして、今、運送事業は旅客運送事業、貨物運送事業に分かれておりますが、これをかけ持つことができるという取り扱いについて、先日、通達を出させていただいております。

3番、自家用有償運送の活用というものがございまして、こちらは、主に過疎地や公共交通の空白地域における市町村有償運送の導入の円滑化といったものを制度改正する予定で、ただいま動いております。

4番に関しまして、許可・登録を要しない輸送（「互助」による輸送）の明確化というものを示させていただいております、ただいま道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等、ほかに一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化していきましょうということで、29年度中にその通達なり方向性を出させていただくということで、ただいま国土交通省において検討中でございます。

5番、福祉行政との連携、こちらがまさにこの福祉有償運送に関係するところございまして、地域における運輸部門と福祉部門の連携の強化といったものを図っていただきたいなと思っております。具体的には、今後、介護保険制度に基づく協議体と、こういった運営協議会、もしくは地域公共交通会議、こういった交通部門と福祉部門との連携を強化して、まさに先ほど委員からもございました、地域における福祉輸送を全般的に検討していく場、こういったものをつくっていただきたいということで、我々、助言とか、ご質問

等があればご協力したいと思っておりますので、ぜひとも運輸部門と福祉部門の連携を強化していただきたいと思っております。

あとは、介護保険制度の移動支援サービスの明確化、普及拡大というものがございまして、こちらは具体的に、資料6-2に高齢者の移動手段の確保に関する検討会の参考資料がございまして。こちらの11ページに、まさにこの介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業に基づいて実施される訪問型サービスDについて、事業の対象者以外に対して支援を行う際の考え方を明確化するとともに、取り組み事例の収集・提供を行うことにより、移動支援の普及・拡大を促進していきましょうということが出ております。

具体的に、神奈川県秦野市の導入事例をこちらに載せさせていただいております。こちら、実施の方法といたしまして、この補助の対象に関しまして、対価ととられない範囲ということで、コーディネーターに係る人件費であるとか消耗品、通信費、車両保険料など、運送が実施される、されないに関係なく発生するであろう費用の補助、間接経費というのですけれども、間接経費の補助にとどめるといった事例が出ております。これに関しましては、自家用自動車のできる範囲ということで認識しております。

今後こういった取り組み、導入事例等があればご案内できるように、我々も資料収集、取り組み事例の収集に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中間とりまとめということで、今後も検討会が継続されていくと思います。また、何らか説明できる場がございましたら、またこのように場を設けていただけると助かります。よろしく願いいたします。失礼いたします。

【会長】 この件についてご質問等ありましたら。特に福祉部局の方、出席していらっしゃいますので、今、ご説明があった11ページ、あと10ページも入りますね。協議体と協議会等との連携、10ページ、11ページが介護保険制度に関する……。今、日常生活支援総合事業というものが、第7期介護保険事業計画の策定委員会で各市町村とも議論されていると思いますが、そこで通所A、通所Bの送迎と、それから訪問D、通院等も、その辺のところをどうするかという議論がされていると思いますが、なかなか、市町村の福祉部局においては道路運送法というのはかなり縁遠いもので、ただ、国交省も厚労省も、この辺ところは、内閣府は一億総活躍社会、厚労省は地域共生社会の一環として地域づくりをしていこうということ、それは、今、市町村の責務としてかけられているもので、今日は福祉有償運送運営協議会で福祉部局の方が多数いらっしゃいますので、この報告をしていただいたのですけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

では、なければ、次に、私のほうで準備させていただいた資料を簡単にご報告したいと

思います。こちらは、事務局の計らいによってカラー刷りの冊子を用意していただきました。一番後ろに調査研究員の鎌田先生とお名前があるのですけれども、この高齢者の移動手段の確保に関する検討会の委員をやっていらっしゃる方です。

この中身は、まず、このカラー刷りを1枚広げていただいて、「総合事業」を活用して地域に移動・外出支援を創り出すためにということで、⑤の「総合事業」をどう使うか。介護予防・日常生活支援総合事業というものを今、それぞれの市町村で第7期介護保険事業計画においてご検討されていると思いますが、ちょっとこのところだけ読み上げていきたいと思います。

「移動先を限定しないで支援できるのは、訪問Bや訪問Dのケース1)です。必要な地域サロンへの送迎だけなら、訪問Dのケース2)が補助対象経費に制約が少なく使い勝手がいいと言えます。一方、自立度も高い人が対象者にたくさんいるのであれば、一般介護予防事業がいいでしょう。ニーズに合わせてうまく制度を使い、委託や補助によって地域の資源をしっかりと育てましょう。まずは、2017年度に策定される次期介護保険事業計画に『総合事業』で移動・外出支援に取り組むことを書き込みましょう」というふうに書いてありますが、多分、各市町村とも福祉有償運送等々についてはばらつきがありますので、3年間の計画の中で検討項目とか実施項目とかを書き込むかと思うのですが、今のところ、先ほどの秦野市の事例が11ページに載っていましたが、秦野市の事例は国交省の検討会で報告されたのですが、この秦野市の事例は非常に上手に書いてあるので、内容は、住民主体通所型サービスに係る移動支援、対象者の要件、要支援者、基本チェックリスト該当者。基本チェックリスト該当者といっても、市町村の方はよくご存じなのだと思います。介護の可能性のある人ということになっていますね。介護保険ケアマネジメントの結果、送迎を必要とする人。サービス提供者の要件は、福祉有償運送登録事業者、通所サービスの送迎を実施するなど、高齢者の送迎に対して十分な知識と経験を有する団体ということで、補助の対象が、運賃部分は補助はしないで、コーディネーターに係る人件費、消耗品、通信費、車両保険料などの間接経費を補助しますよということが書いてあります。

こういった形で、今、各市町村で広がりを持ちつつある。この通所A、Bの送迎や訪問D、それからあと一般介護予防事業の送迎なんかは、今、各市町村とも、うちはやるよというふうに、あるいは検討中だよというのがかなり出てきていますね。

ということで、あと最後に、タクシー事業者の方もいらっしゃいますので、最後のページですね。何もこれは、別に福祉有償運送だけが担うのではなくて、登録や許可を要しな

い活動形態（登録不要）、つまり自治会とかそういったのや、あるいは登録（自家用有償旅客運送）と、あと次のページ、最後のページですね、許可ということで、福祉輸送事業限定許可（介護タクシー事業）、道路運送法第78条3項に基づく有償運送許可（4条ぶらさがり許可）の人たちもいいのですよ、担えますよというふうになっております。

これ、一番下に50円と書いてありますけれども、事務局で買っていたのでしょうか。そうですか。どうもありがとうございます。今、気がつきました。私の手持ちは50円と書いていなかったもので、どうもありがとうございます。

ということで、私のほうから以上なのですが、何かご質問等ありますでしょうか。

なければ、次、時間も今15時15分ですので、委員より運営協議会にご提案がありました。前回の第1回特別幹事会において、委員より運営協議会にご提案がありましたので、本日はそのことを改めてご提案いただき、協議したいということで、委員よりの内容と趣旨のご説明をお願いします。

それでは、委員、よろしいでしょうか。

【委員】 どうもありがとうございます。特別幹事会のときにもちょっと話したのですが、一応以下の3点、内容としますと、せっかくこれだけの人が集まっているので、先ほど委員よりの話もあったのですが、何か役に立てればいいのかなど。実際、西東京市のほうでは、10年後の西東京市というのを福祉運営協議会のほうで、こうなるのではないかというような、そういう打ち合わせをしたこともあります。

まず、以下の3点で、1つは、事故防止及び利用者の安全確保の観点からということで、各登録団体よりヒヤリ・ハットやドライバー研修等の事例を募り、事例発表をすることで、情報共有して事業運営に生かしていく。先ほど委員が、たしか八王子のバリアフリーのところは若い人が結構いるよねという形であると、こういうふうになればそういう若い人たちが集まるよねというようなのも共有することによって、70代の3名でやりくりしているところなんかに、そういう30代、40代の方とかが関心を持って来ていただければ、地域を支えるということになるので、1点としては、そういうような形で情報共有で事業運営をしていく形。

2番目、私も今日説明したのですが、会議の効率化のためにということなのですが、これはローカルルールになってしまうと思いますけれども、70歳以上の高齢ドライバーの対応等についての毎回質問が出ることになっているので、各市の受給状況などとあわせて一覧でまとめて見せるようにすれば、事前送付という形になりますので、この場での時間をより審議に多く使えるという形になりますので、70歳以上の高齢ドライ

パーの健康診断も1つあるのですけれども、先ほど言いました事前の点呼と、冬は要らない気がするのですけれども事後の点呼、つまり有償運送が終わった後、そのドライバーさんの健康管理がしっかりできているかどうかということについて、チェックリストみたいなもので出していただければ、この場で質問しなくてもいいのかなと。

あと各市の受給状況についても、登録団体がどれぐらいあるというのも、事前の資料を市のほうでつくって、それを出していただければ問題ないのかな。ちなみに、タクシーがどれだけあるかというのについては、三多摩支部の名簿を事務局のほうに送っていますので、そちらのほうは多分、事務局で準備できると思いますので、福祉車両がどれだけあるとか。ただ1点、介護限定事業者のほうは国交省に聞かないとわからないのかなという形がありますので、そちらのほうは国交省さんからちょっと情報をいただければと。

あと、3番目が、まさに委員がさっきおっしゃっていた、各市、団体、委員による情報共有の機会をつくると。ですから、先ほど西東京市のほうでとか、いろいろあったかもしれないのですけれども、やはりこういうような形で、どこの市も程度の差はあれ、多分、青梅市さんとかそちらのほうは老人ホームとかがやたら多いので、高齢者比率が高いというのがありますし、西東京市は結構若い人が入ってきているので、まだそれほどの高齢比率になっていないのですけれども、いずれそうなるのは時間の問題という形があるので、各市が悩んでいることとか、そういうのを、こういうようなところで情報共有。

ですから、今度は来年7月ぐらいになるそうなのですけれども、狛江市さんが今度、そちらの事務局になると思いますので、一応この3点、そういう形で、せっかくこれだけの知恵とかノウハウが集まっているので、各団体の更新協議の場という形ではなくて、やはりここでいい知恵か何かを情報共有して、この会に出てよかったねと、では、うちの団体はこうやって、そういう形でやってみるといいかもしれないねとか、そういう横のつながりをしていく場になったらいいのかなと思ひまして、この3点を提案したいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの提案について、整理したいと思います。

1点目は、登録団体によるヒヤリ・ハット事例やドライバー研修等の情報共有、2点目は、高齢ドライバーの対応等を事前に一覧表にまとめる、3点目は、多摩地域の運営協議会参加市町村、登録団体、委員等による情報共有の機会を設けるということよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 これらについて、ご意見、ご質問等、お願いいたします。

【委員】 会長。

【会長】 ちょっと今、委員から何かご意見がありますので、ちょっとお待ちください。後ほどお願いします。

【委員】 今の委員から提案のあったところは、すごく重要なところだと思います。それで、以前の運営協議会で、高齢ドライバーについてかなり問題になったのですよね。そのときに、タクシー業界のほうではかなり高度な、いわゆる人的管理というのですかね、健康管理というか、それをやっていますと。だから、その部分をNPO団体のほうに情報提供しようと、そういう場をつくりましょうということは、たしかそういう話になったはずなのですよね。ですから、そういう意味では、今の委員の提案はすごく前向きでいいのではないかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。すみません、ちょっとお待ちください。

委員、いかがですか。

【委員】 委員と同じで、高齢化というのは、何か年々上がっているような気がいたします。当然、新しい人が入らなかつたらそうなりますので、ぜひタクシー業界さんの健康管理の部分でのノウハウを、少しでもいただけることができれば、ありがたいと思います。

【会長】 委員はよろしいですか、特に。委員は特にありませんか。

【委員代理】 いいです。

【会長】 ほかの委員の方は。

それでは、委員、自治体代表としてお願いします。

【委員】 ちょっと自治体からとしての意見といいますか、前回、この特別幹事会のほうでご提案等があったわけでございますけれども、今言われた1点目と2点目については、審査の効率化とか情報共有という点で、特に今後の全体につながるという点から、異論はないと思います。

ただ、3点目のご提案なのですけれども、委員のご提案として、これからの移手段の機会にとって有意義なご提案だと思いますけれども、この協議会に参加している自治体は非常に多いわけなのですが、各担当が市町村によって、地域福祉の部門であったり、障害であったり、高齢介護であったりとばらばらなのです。そういう部分もありますので、それぞれの担当の考え方、目線などもありますので、やはりこのことについては今後のことも踏まえて、どのような形で実現していくのかということ、少し各委員が各ブロックに持ち帰って検討してきたらどうかな、と思いますけれども。

【会長】 はい、わかりました。

いかがでしょうか。1点目、2点目は各委員、特によしということで、3点目については、各自治体とも事情がありますので、各ブロックに持ち帰ってご検討ということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい、それでいいと思います。

あと、こちらのほうに出ていたDという形ではないのですが、今、西東京市のほうは、副市長さんをトップにして、そういう建設系というか、都市計画系と福祉系のほうで、地域の交通空白地帯をどうするかという観点のみならず、そういう方のアンケートをとったりとかをしまして、やはりコミュニティタクシーみたいなのを入れるかどうかという議論が出ています。

ですから、やはりそういう形で、東京ハイヤー・タクシー協会のさらに上にある準特定地域協議会とかいう場において、たしか多摩地区の市の福祉系と建設系の皆さんにアンケートをとって、出してもらって、市ヶ谷まで来てもらったことが数年前にあったのですが、こういう会議はなかったという形で、もう1回やっていただきたいというような話もあったのですが、国交省としてはなかなかできないというのもあるので、ただ、やはりこのところでそういう補助的な形というのはありますので、今、委員がおっしゃったように、各市の誰が出てどうなっているというのがたくさんあると思いますので、一度持ち帰ってみてもらって、そういう形で、各市によってまた対応は違うと思いますので、ちょっとそちらのほうは持ち帰り審議という形で結構でございます。

【会長】 ありがとうございます。では、それでよろしいでしょうか。

あと、委員からジャパントクシーについて情報提供があるということでしたので、よろしくをお願いします。

【委員】 ちょうど今度、トヨタのほうから、UDタクシーという形でジャパントクシーというタクシーが出ます。これは、東京都が1万両分の補助をつける、それもパラリンピックまでという形なので、あっという間に1万台を達成してしまう可能性があります。

ところが、このUDタクシーには限界がございまして、多分、乗れない人というか、全員が全員、このUDタクシーに乗れる……。ですから、今、3万5,000両のうちの下手をすると1万両。そうすると走っているタクシーが、そのまま4台に1台分ぐらいは、個人タクシーとかがありますので、UDタクシーで車椅子ごと乗ってしまうというような仕組みになっているのですが、やはり、例えば前後の介助が必要な人とか、そういう形ですと、UDタクシーの乗務員の方は、ユニバーサルドライバー研修という接遇のやり

方とお乗せの仕方しか載っていないので、普通の介助サービスをつけているNPOに関してのお客様は、多分、移送できない可能性が一番高いのではないかとということと、あと、すごい熟練した方でも、車椅子ごと乗ろうとすると七、八分かかってしまうのですね。前の座席を倒して、スロープを持ってきてどうしてと。あと、場合によっては、横乗りという形にしましたので、4メートルぐらいの幅だと、下手すると普通の家だと乗せられないとか、そういう可能性もあったりして、それに関する東京ハイヤー・タクシー協会と全国福祉輸送サービス協会と全タク連の打ち合わせが、実は明日あります。

一応その中において、今までタクシーに車椅子を畳んで乗っている人がいましたら、実はそっちのほうが早いよねという結論になる場合もありますし、その人の程度によってやり方が違います。ですから、こちらの広報について、トヨタがどうするのですかとなるのですけれども、次のこの会が来年の7月ということなので、もうそうすると、下手すると2,000台から3,000台という単位で市中にそういうUDタクシーというのが出てしまうという形がありますので、そこら辺の詳しい情報がさらに来ましたら、一応明日の議論とかを踏まえまして、各自治体さんのほうにその情報提供をしたいと思いますので、ですから、そちらのほうに来ましたら、傘下のそういうNPOの方にそれを教えていただければ大変ありがたいということで、一応そういうような限界等もありますよと、その議論を実は明日いたしますよという形なので、その結果等の情報提供は、多分、紙面になってしまうと思いますけれども、皆様のほうに流していただいて、NPO団体のほうで、「何だ、もうタクシーが全部とっていつっちゃうのか」ではなくて、できる部分、できない部分がありますので、過大に期待されてもおかしくなってしまいますし、でも簡単にできることはできるという形になりますので、一応その情報提供を本日させていただきました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

先生は福祉工学の専門家ですけれども、いかがでしょうか。

【委員】 いや、だからこういう3万5,000台ある中に1万台がUDタクシーで入り込んでくるというのは、ある意味で、障害者が自由に外出できる可能性が出てきたのだなというふうに思います。

ただ、今、委員の説明があったように、車内高が多分140ぐらいなのですよね。そうすると、今、最近の若い人は背が大きいですから、車椅子に座って座高をはかると、それを超える人があるパーセンテージいるのですよね。ですから、もともとそのタクシーに入れないという方が、かなりの数出てくると思うのですよね。

そういった場合に、今の福祉車両を持っているNPOさんとうまく連携プレーをやって、乗れないと、乗れないから放っぽっておくというのではなくて、そこをうまく連携して、何というか、諸外国から来る、これから2020年にパラリンピックの選手も来られるので、そういった意味ではうまく対応してほしいなと僕は思います。

実を言うと、ロンドンタクシーで、実際、試してみたのです。そうしたら、乗れない人が、30人ぐらいやって2人か3人出たのですよね。それは、さっき言ったように、もう絶対的に空間的に入れないという方ということです。

以上です。

【会長】　　すごく素人的質問なのですがけれども、UD車両というと日産のほうを思い浮かべるのですが、日産とトヨタの車両ってどういった特徴、プラスマイナスがあるのでしょうか。

【委員】　　そうですね、これはちょっと長い……。何というかな、国土交通省のほうで、何年前でしたっけ、ユニバーサルタクシーということで、既存のワンボックスカーの床面を切って、床を低くして、そして、横から入るといような車両を試験したときに、全国的にキャラバンで回ったときに、事業者のほうも、それから利用者のほうも、これはいいねというような意見というのはものすごく多かったですよね。多分、それをうまく取り入れたというのが、今回のトヨタだと思うのですよね。

それで、横側から入るといのはロンドンタクシーもそうなのです。ロンドンタクシーも、では後ろから入るタイプはだめなのかというような議論をされているのですよね。そうすると、何が話題になったかという、後ろから入ると、後ろのボンネットというか、上に上げるのですよね。そうするとストッランプが、夜なんか見えなくなってしまうのですよね。そうすると、後ろから走ってくる人は、まるっきり真っ暗な空間に突っ込んでいくようなことになったので、危ないということと、それから、歩道に段差がありますから、結局、歩道からおりて車道に行って、車道から乗らなければいけないというのが後ろなのですよね。

そういった意味では、横から入るといのは、だから、東京都でも23区というか、歩道が設置されているような部分については、威力を発揮するのではないかなと思います。

【会長】　　ありがとうございます。

委員からは特に……。

【委員】　　私どもの利用者さんも、配車を頼んだときに、自分の車椅子のことを詳細に伝えなくて、実際、配車されたら乗れなかったとって、うちに慌てて電話がかかってく

る。私どもが、西東京以外でも、ここでもやっているというのは、結局、そういった車、
うちは日産のキャラバンを使っているのですけれども、もしくはトヨタのハイエースでな
いと乗れないというユーザーがいらっしゃるがために続けているというのも1つの大きな
理由ですので、やはりこれが普及されたときに、車高であるとかそういったことを、我々
も把握するし、利用者さんにきちんとお伝えできるような仕組みが欲しいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

特にこの件についてご質問等ありますでしょうか。

それでは、私から事務局のほうにお返ししたいと思います。

【運営協議会事務局】 それでは、事務局よりご連絡いたします。

会長、すみません。今の委員の3点のご提案についてですが、結論的には……。

【会長】 1点、2点は了解で、3点目については、各ブロックで持ち帰っていただく。
委員がおっしゃられたようにということなのですからけれども。

【運営協議会事務局】 すみません。では、そのように事務局のほうで手続をとらせて
いただきます。

それでは、最後になりますが、事務局よりご連絡をいたします。今後の特別幹事会及び
運営協議会でございますが、平成30年9月までに更新登録の期限が到来する団体はござ
いません。今後、新規登録申請団体等がない場合には、今年度の特別幹事会及び運営協議
会の開催は本日が最後となります。委員の皆様には、お忙しい中ご協力を賜り、まことに
ありがとうございました。この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。

なお、新規登録申請団体等がございましたら、事務局より改めてご連絡を差し上げさせ
ていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 事務局の方々、ほんとうにお疲れさまでした。

それでは、今、私の時計で15時35分ですけれども、これで終わりにしたいと思います。
どうもお疲れさまでした。

— 了 —